

新潟県公安委員会規則第12号

組織改正に伴う関係規則の整理等に関する規則を次のように定める。

平成29年 8月15日

新潟県公安委員会

委員長 小林 彰

組織改正に伴う関係規則の整理等に関する規則

(新潟県警察組織規則の一部改正)

第1条 新潟県警察組織規則(平成13年新潟県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下「削除項」という。)を削り、同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項(以下「追加条等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び削除項を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条及び項の表示並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章～第2章の2 (略)</p> <p>第2章の3 警察学校(第50条—<del>第54条</del>)</p> <p>第3章 警察署(<u>第55条</u>—第60条)</p> <p>第4章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(分駐隊等)</p> <p><b>第40条</b> 留置管理課、子供女性安全対策課、捜査第二課、機動捜査隊、運転免許センター、交通機動隊及び高速道路交通警察隊に、分駐隊、支所、<u>方面隊又は出張所</u>を置く。</p> <p>2 分駐隊、支所、<u>方面隊及び出張所</u>の名称及び位置は、別表第2のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;"><b><u>第3章 警察署</u></b></p> <p style="text-align: center;"><u>(分庁舎)</u></p> <p><b>第55条</b> <u>警察署に、その事務の一部を分掌する分庁舎を置くことができる。</u></p> <p>2 <u>分庁舎の名称及び位置については、別に定める。</u></p> <p>第56条 (略)</p> <p>第59条 (略)</p> <p>(分庁舎所長)</p> <p><b>第59条の2</b> <u>分庁舎に、分庁舎所長を置く。</u></p> <p>2 <u>分庁舎所長には警部の階級にある警察官を充てる。</u></p> <p>3 <u>分庁舎所長は、上司の命を受け、分庁舎の事務</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章～第2章の2 (略)</p> <p>第2章の3 警察学校(第50条—<del>第55条</del>)</p> <p>第3章 警察署(<u>第56条</u>—第60条)</p> <p>第4章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(分駐隊等)</p> <p><b>第40条</b> 留置管理課、子供女性安全対策課、捜査第二課、機動捜査隊、運転免許センター、交通機動隊及び高速道路交通警察隊に、分駐隊、支所<u>又は方面隊</u>を置く。</p> <p>2 分駐隊、支所<u>及び方面隊</u>の名称及び位置は、別表第2のとおりとする。</p> <p><b>第55条</b> <del>削除</del></p> <p style="text-align: center;"><b><u>第3章 警察署</u></b></p> <p>第56条 (略)</p> <p>第59条 (略)</p>

を整理し、部下職員を指揮監督する。

(会計官等)

第60条 警察署に、会計官、地域官又は刑事官を置くことができる。

2 会計官には事務職員を、地域官及び刑事官には警視の階級にある警察官を充てる。

3～5 (略)

別表第1 (第39条関係)

課名	名称	分掌事務
(略)		
警務課	(略)	
	犯罪被害者支援室	(略)
(略)		

別表第2 (第40条関係)

所属名	名称	位置
(略)		
運転免許センター	(略)	
	佐渡支所	(略)
	古町出張所	新潟市
(略)		

別表第3 (第48条関係)

課名	職名	職務
(略)		
警務課	(略)	
	犯罪被害者支援室長	(略)
(略)		

別表第4 (第56条関係)

警察署名	課名	分掌事務

(会計官等)

第60条 警察署に、会計官、地域官、刑事官又は交通官を置くことができる。

2 会計官には事務職員を、地域官、刑事官及び交通官には警視の階級にある警察官を充てる。

3～5 (略)

6 交通官は、上司の命を受け、交通警察に関する事務を総括整理し、部下職員を指揮監督する。

別表第1 (第39条関係)

課名	名称	分掌事務
(略)		
警務課	(略)	
	犯罪被害者支援室	(略)
	東区警察署(仮称)準備室	東区警察署(仮称)新設準備及び胎内警察署と新発田警察署の統合に関する事務
(略)		

別表第2 (第40条関係)

所属名	名称	位置
(略)		
運転免許センター	(略)	
	佐渡支所	(略)
(略)		

別表第3 (第48条関係)

課名	職名	職務
(略)		
警務課	(略)	
	犯罪被害者支援室長	(略)
	東区警察署(仮称)準備室長	東区警察署(仮称)準備室に関する事務
(略)		

別表第4 (第56条関係)

警察署名	課名	分掌事務
新潟東	警務課	警察本部警務部総務課、教養課、広報広聴課、監察官室及び情報管理課の所掌に属する事務、警務部警務課の所掌に属する事務(第5条第

	13号に掲げる事務を除く。)、警務部装備施設課の所掌に属する事務のうち第7条第1号及び第2号に掲げる事務、警務部厚生課の所掌に属する事務のうち第9条第1号及び第5号に掲げる事務並びに市警察部企画調整課の所掌に属する事務
会計課	警察本部警務部会計課の所掌に属する事務、警務部装備施設課の所掌に属する事務（警察署警務課の分掌に属する事務を除く。）、警務部厚生課の所掌に属する事務（警察署警務課の分掌に属する事務を除く。）及び警務部警務課の所掌に属する事務のうち第5条第13号に掲げる事務
留置管理課	警察本部警務部留置管理課の所掌に属する事務
生活安全課	警察本部生活安全部各課の所掌に属する事務
地域第一課 地域第二課 地域第三課	警察本部地域部地域課及び通信指令課の所掌に属する事務並びに警備部警備第二課の所掌に属する事務のうち第36条第7号（行列行進、集団示威運動に関する条例に係る申請の受理に関することに限る。）に掲げる事務
刑事第一課	警察本部刑事部刑事総務課、捜査第一課、捜査第三課及び鑑識課の所掌に属する事務
刑事第二課	警察本部刑事部捜査第二課、組織犯罪

新潟 長岡 上越	警務課	警察本部警務部総務課、教養課、広報広聴課、監察官室及び情報管理課の所掌に属する事務、警務部警務課の所掌に属する事務（第5条第13号に掲げる事務を除く。）、警務部装備施設課の所掌に属する事務のうち第7条第1号及び第2号に掲げる事務、 <u>警務部厚生課の所掌に属する事務のうち第9条第1号及び第5号に掲げる事務並びに市警察部企画調整課の所掌に属する事務</u> （新潟警察署に限る。）
	(略)	
(略)		

		対策第一課及び組織犯罪対策第二課の所掌に属する事務
	交通第一課	警察本部交通部交通企画課、交通規制課及び運転免許センターの所掌に属する事務並びに交通部交通指導課の所掌に属する事務（第29条第2号に掲げる事務を除く。）
	交通第二課	警察本部交通部交通指導課の所掌に属する事務のうち第29条第2号に掲げる事務
	警備課	警察本部警備部警備第一課及び外事課の所掌に属する事務並びに警備部警備第二課の所掌に属する事務（警察署地域第一課、地域第二課及び地域第三課の分掌に属する事務を除く。）
長岡 上越	警務課	警察本部警務部総務課、教養課、広報広聴課、監察官室及び情報管理課の所掌に属する事務、警務部警務課の所掌に属する事務（第5条第13号に掲げる事務を除く。）、警務部装備施設課の所掌に属する事務のうち第7条第1号及び第2号に掲げる事務 <u>並びに警務部厚生課の所掌に属する事務のうち第9条第1号及び第5号に掲げる事務</u>
	(略)	
(略)		

新潟東 燕	警務課	警察本部警務部総務課、教養課、広報広聴課、監察官室及び情報管理課の所掌に属する事務、警務部警務課の所掌に属する事務（第5条第13号に掲げる事務を除く。）、警務部装備施設課の所掌に属する事務のうち第7条第1号及び第2号に掲げる事務、警務部厚生課の所掌に属する事務のうち第9条第1号及び第5号に掲げる事務並びに市警察部企画調整課の所掌に属する事務（新潟東警察署に限る。）	新潟中央 燕	警務課	警察本部警務部総務課、教養課、広報広聴課、監察官室及び情報管理課の所掌に属する事務、警務部警務課の所掌に属する事務（第5条第13号に掲げる事務を除く。）、警務部装備施設課の所掌に属する事務のうち第7条第1号及び第2号に掲げる事務、警務部厚生課の所掌に属する事務のうち第9条第1号及び第5号に掲げる事務並びに市警察部企画調整課の所掌に属する事務（新潟中央警察署に限る。）
	(略)	(略)			
新潟中央 江南 新潟北 佐渡西 佐渡東 新発田 村上  阿賀野 津川 五泉 秋葉 三条 新潟南 西蒲 加茂 見附 与板 小千谷 小出 南魚沼 十日町 柏崎 妙高 糸魚川	警務課	警察本部警務部総務課、教養課、広報広聴課、留置管理課、監察官室及び情報管理課の所掌に属する事務、警務部警務課の所掌に属する事務（第5条第13号に掲げる事務を除く。）、警務部装備施設課の所掌に属する事務のうち第7条第1号及び第2号に掲げる事務、警務部厚生課の所掌に属する事務のうち第9条第1号及び第5号に掲げる事務並びに市警察部企画調整課の所掌に属する事務（新潟中央警察署、江南警察署、新潟北警察署、秋葉警察署、新潟南警察署及び西蒲警察署に限る。）	江南 新潟北 佐渡西 佐渡東 新発田 村上 胎内 阿賀野 津川 五泉 秋葉 三条 新潟南 西蒲 加茂 見附 与板 小千谷 小出 南魚沼 十日町 柏崎 妙高 糸魚川	警務課	警察本部警務部総務課、教養課、広報広聴課、留置管理課、監察官室及び情報管理課の所掌に属する事務、警務部警務課の所掌に属する事務（第5条第13号に掲げる事務を除く。）、警務部装備施設課の所掌に属する事務のうち第7条第1号及び第2号に掲げる事務、警務部厚生課の所掌に属する事務のうち第9条第1号及び第5号に掲げる事務並びに市警察部企画調整課の所掌に属する事務（江南警察署、新潟北警察署、秋葉警察署、新潟南警察署及び西蒲警察署に限る。）
	(略)	(略)			

(新潟県警察職員の定員の部内配分に関する規則の一部改正)

第2条 新潟県警察職員の定員の部内配分に関する規則（昭和58年新潟県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

	警 察 官					警察官以外の職員	合 計
	警 視	警 部	警部補（巡查部長を含む。）	巡 査	小 計		
警察本部	74	127	775	217	1,193	444	1,637
警察学校	1	2	16	2	21	3	24
警察署	58	156	1,652	979	2,845	141	2,986
初任科生				132	132		132
合 計	133	285	2,443	1,330	4,191	588	4,779

（新潟県警察署協議会運営規則の一部改正）

第3条 新潟県警察署協議会運営規則（平成13年新潟県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

改 正 後		改 正 前	
<b>別表</b>		<b>別表</b>	
警察署協議会の名称	委員定数	署 名	委員定数
新潟警察署協議会	11		
新潟中央警察署協議会	11	新潟中央警察署協議会	11
新潟東警察署協議会	11	新潟東警察署協議会	15
新潟西警察署協議会	12	新潟西警察署協議会	12
江南警察署協議会	6	江南警察署協議会	10
村上警察署協議会	9	村上警察署協議会	9
新発田警察署協議会	15	胎内警察署協議会	5
(略)		新発田警察署協議会	13
		(略)	

（新潟県道路交通法施行細則の一部改正）

第4条 新潟県道路交通法施行細則（昭和39年新潟県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(更新申請場所等)	(更新申請場所等)
<b>第24条の2</b> (略)	<b>第24条の2</b> (略)
2 (略)	2 (略)
3 法第94条第1項に規定する運転免許証の記載事項の変更届出を行う場所は、運転免許センター、長岡支所、 <u>運転免許センター佐渡支所</u> （以下「佐渡支所」という。）、各警察署、 <u>新発田警察署胎内分庁舎</u> 、長岡警察署栃尾幹部交番及び上越警察署安塚幹部交番とする。	3 法第94条第1項に規定する運転免許証の記載事項の変更届出を行う場所は、運転免許センター、長岡支所、運転免許センター佐渡支所（以下「佐渡支所」という。）、各警察署、長岡警察署栃尾幹部交番及び上越警察署安塚幹部交番とする。
4 法第104条の4第1項に規定する運転免許の取消し申請（以下「取消し申請」という。）を行う場所は、運転免許センター、長岡支所、上越支所、佐	4 法第104条の4第1項に規定する運転免許の取消し申請（以下「取消し申請」という。）を行う場所は、運転免許センター、長岡支所、上越支所、佐

渡支所及び住所地为管轄する警察署とする。ただし、胎内市に住所地为有する者は、新発田警察署胎内分庁舎において、長岡市のうち旧栃尾市（平成17年12月31日現在における栃尾市をいう。）に住所地为有する者は、長岡警察署栃尾幹部交番において、また、上越市安塚区、浦川原区、大島区又は牧区に住所地为有する者は、上越警察署安塚幹部交番においても申請を行うことができる。

5 (略)

別表第3

申請場所	区分	更新申請ができる者の範囲
(略)		
運転免許センター、長岡支所、上越支所及び佐渡支所、県内各警察署の更新窓口並びに新発田警察署胎内分庁舎、長岡警察署栃尾幹部交番及び上越警察署安塚幹部交番	高齢者講習又は特定任意高齢者講習を受講した者	(略)
(略)		
(略)		

渡支所及び住所地为管轄する警察署とする。ただし、長岡市のうち旧栃尾市（平成17年12月31日現在における栃尾市をいう。）に住所地为有する者は、長岡警察署栃尾幹部交番において、また、上越市安塚区、浦川原区、大島区又は牧区に住所地为有する者は、上越警察署安塚幹部交番においても申請を行うことができる。

5 (略)

別表第3

申請場所	区分	更新申請ができる者の範囲
(略)		
運転免許センター、長岡支所、上越支所及び佐渡支所、県内各警察署の更新窓口並びに長岡警察署栃尾幹部交番及び上越警察署安塚幹部交番	高齢者講習又は特定任意高齢者講習を受講した者	(略)
(略)		
(略)		

**第5条** 新潟県道路交通法施行細則の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(更新申請場所等)</p> <p><b>第24条の2</b> (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 法第104条の4第1項に規定する運転免許の取消し申請（以下「取消し申請」という。）を行う場所は、運転免許センター、長岡支所、上越支所、佐渡支所、<u>運転免許センター古町出張所</u>（以下「古町出張所」という。）及び住所地为管轄する警察署とする。ただし、胎内市に住所地为有する者は、新発田警察署胎内分庁舎において、長岡市のうち旧栃尾市（平成17年12月31日現在における栃尾市をいう。）に住所地为有する者は、長岡警察署栃尾幹部交番において、また、上越市安塚区、浦川原区、大島区又は牧区に住所地为有する者は、上越警察署安塚幹部交番においても申請を行うことができる。</p> <p>5 (略)</p>	<p>(更新申請場所等)</p> <p><b>第24条の2</b> (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 法第104条の4第1項に規定する運転免許の取消し申請（以下「取消し申請」という。）を行う場所は、運転免許センター、長岡支所、上越支所、佐渡支所及び住所地为管轄する警察署とする。ただし、胎内市に住所地为有する者は、新発田警察署胎内分庁舎において、長岡市のうち旧栃尾市（平成17年12月31日現在における栃尾市をいう。）に住所地为有する者は、長岡警察署栃尾幹部交番において、また、上越市安塚区、浦川原区、大島区又は牧区に住所地为有する者は、上越警察署安塚幹部交番においても申請を行うことができる。</p> <p>5 (略)</p>
別表第3	別表第3

申請場所	区分	更新申請ができる者の範囲
運転免許センター、 <u>長岡支所、佐渡支所</u> 及び古町出張所並びに村上、五泉、秋葉、新潟南、津川、西蒲、燕、加茂、三条、小出、南魚沼、十日町、柏崎、上越、妙高及び糸魚川の各警察署の更新窓口並びに上越警察署安塚幹部交番	優良運転者講習対象者	(略)
運転免許センター、長岡支所、 <u>上越支所、佐渡支所</u> 及び古町出張所、県内各警察署の更新窓口並びに新発田警察署胎内分庁舎、長岡警察署栃尾幹部交番及び上越警察署安塚幹部交番	高齢者講習又は特定任意高齢者講習を受講した者	(略)
(略)		

注 現に受けている免許に条件（身体の障害に限るものとし、眼鏡及び補聴器の使用を除く。以下同じ。）が付されている者及び新たに免許の条件が付されるおそれのある者で、警察本部長が必要と認める者は、運転免許センター、長岡支所、上越支所、佐渡支所又は古町出張所で適性検査を受けなければならない。

申請場所	区分	更新申請ができる者の範囲
運転免許センター、 <u>長岡支所及び佐渡支所</u> 並びに村上、五泉、秋葉、新潟南、津川、西蒲、燕、加茂、三条、小出、南魚沼、十日町、柏崎、上越、妙高及び糸魚川の各警察署の更新窓口並びに上越警察署安塚幹部交番	優良運転者講習対象者	(略)
運転免許センター、長岡支所、 <u>上越支所及び佐渡支所</u> 、県内各警察署の更新窓口並びに新発田警察署胎内分庁舎、長岡警察署栃尾幹部交番及び上越警察署安塚幹部交番	高齢者講習又は特定任意高齢者講習を受講した者	(略)
(略)		

注 現に受けている免許に条件（身体の障害に限るものとし、眼鏡及び補聴器の使用を除く。以下同じ。）が付されている者及び新たに免許の条件が付されるおそれのある者で、警察本部長が必要と認める者は、運転免許センター、長岡支所、上越支所又は佐渡支所で適性検査を受けなければならない。

#### 附 則

(施行期日)

- この規則は、平成29年9月1日から施行する。ただし、第5条の規定は、同年9月25日から施行する。  
(警察署協議会の委員の任期の特例)
- この規則の公布の日において、現に新潟東警察署協議会の委員に委嘱されている者のうち新潟市東区に住所地又は勤務地があるもの及び江南警察署協議会の委員に委嘱されている者のうち新潟市中央区又は新潟市東区に住所地又は勤務地があるものの任期は、平成29年8月31日までとする。
- 新潟東警察署の名称及び管轄区域の変更、新潟東警察署の新設、江南警察署の管轄区域の変更並びに胎内警察署の統合に伴い、新たに新潟警察署協議会、新潟東警察署協議会、江南警察署協議会又は新発田警察署協議会の委員に委嘱される者の任期は、平成31年5月31日までとする。